



# 地域ぐるみの防災・減災

地域防災

近隣住民同士の助け合いこそ、災害による被害を予防し、軽減につながっていきます。また、日ごろから地域の防災活動やイベントなどに積極的に参加することが、自分の家族や家を守ることに繋がります。

## 共助の必要性

災害発生直後は、消防や警察など公的機関による救援・救助活動には限界があります。

「共助」となる地域ぐるみの協力体制が災害時はもちろん、災害後の避難所の運営や、その後の復旧活動にも大きな力を発揮します。

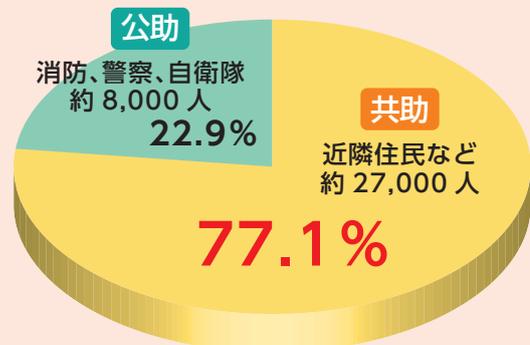


## 「阪神・淡路大震災」での救助の実態

平成7年の阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋の下から救出された方の約8割は、地域の近隣住民などにより助け出されました。

災害発生直後、すぐに現場に駆けつけられるのはご近所の方々です。地域住民が協力する「共助」が減災に大きな役割を担います。

阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



(「大規模地震災害による人的被害の予測」(1997)自然科学第16巻第1号より)

## 地域の防災士が参画した防災活動

市内の防災士で構成された「芦屋防災士の会」は、地域における災害時の被害の軽減を図るため、地域の防災活動を推進しています。防災士が啓発コーナーを担当するなど、地域の防災活動において活躍しています。



防災訓練において、防災士が啓発コーナーを担当



防災学習会やワークショップなどで、防災士が講師を担当

## 自主防災組織



自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき、地域の人々が自発的に防災活動をする組織です。市内の消防団や自主防災会、コミュニティ・スクール、自治会などが自主防災活動を行っています。

市内では、令和4年1月時点で66団体の自主防災会が各地域で活動しています。

## 自主防災組織の役割

災害時に自主防災組織へ求められる役割は多岐にわたります。また、災害時に効果的な活動を行うためには、普段からの防災活動や地域での取り組みがいざというときに役立ちます。

**平常時** 災害に備えるための活動をします。

防災知識の普及・啓発

地域内の  
安全点検・防災まち歩き

防災訓練

要配慮者の把握

地区防災計画の策定

防災マップの作成

**災害時** 人命を守り、被害の拡大を防ぐために行動します。

初期消火

安否確認

避難誘導  
(要配慮者含む)

救出・救護

情報収集・伝達

避難所の開設・運営

## 地域で行う防災訓練

自主防災組織では、防災訓練を実施しています。

積極的に参加し、地域の皆さんと顔見知りになっておきましょう。日ごろからの地域のつながりが、災害時に大きな力となります。

### 地域の防災訓練に参加しましょう!



心肺蘇生法



毛布などを使った担架づくり



防災資機材の取り扱い訓練



防災倉庫見学



放水訓練



炊き出し訓練



避難訓練



地区の防災マップづくり

この他にも、飲料水兼用耐震性貯水槽の給水訓練や水消火器を使用しての初期消火訓練、火災時の煙の恐ろしさを体験する煙体験訓練なども様々な地域で実施されています。



地域防災

# 地区防災計画で地域独自の防災対策

大規模災害時は公的な支援が早急に届かない場合があります。これに対処するため、地域コミュニティ(自主防災会、自治会、学区など)レベルで作成する地域でのルールづくりが地区防災計画です。

## 地区防災計画制度がスタートした背景

東日本大震災では、地震・津波によって市町村の行政機能が麻痺してしまい、「公助」の限界が明らかになりました。

同時に住民自身による「自助」、地域コミュニティにおける「共助」が避難所運営等において重要な役割を果たしました。

その教訓を踏まえて、災害対策基本法が改正され、「共助」による防災活動の推進の観点から、住民自ら防災計画を作る制度が平成26年度に創設されました。

自助

共助

公助



## 地区防災計画の特徴

### 1 住民自ら作る計画

住民等により自発的に行われる防災活動に関する計画で、住民等の意向が強く反映されるのが特徴です。

また、市の「地域防災計画」と整合が図られていることが必要です。

### 2 地区の特性に応じた計画

想定される災害や地域の抱える課題等は、その地区によって様々です。そのため、地区の範囲(町、小学校区など)や計画の内容等は地区の特性に応じて、自由に決めることができます。

### 3 継続的に地域防災力を向上させる計画

単に計画を作成するだけでなく、計画に基づく防災活動を実践します。

また、その計画が形ばかりのものにならないよう評価や見直しを行い、継続することが重要です。

## 地区の課題(例)

- 災害時の自主防災会や自治会の動きを整理し、いざというときに円滑に動けるようにしたい。
- 地区に住む要配慮者(高齢者や障がいのある人など)の避難支援を考えたい。
- 台風の際の避難のタイミングを地区として決めたい。
- 市指定の避難所以外を地区の避難所としたい。
- 避難所の自主運営手順・ルールを定めたい。
- マンションや事業所、大学等と連携したい。
- 地区内の家具転倒防止を推進したい。
- 災害時の情報伝達・連絡手段を確立させたい。

## 地区防災計画の策定支援

### 芦屋市ホームページ

令和3年度に実施した地区防災計画セミナー(オンライン)の動画や地区防災計画作成事例などを掲載しています。

芦屋市地区防災計画セミナー

検索



### 策定を考えている地域はまずご相談ください

補助金の案内や事例の紹介など芦屋市防災安全課が計画策定のお手伝いをします。

市内全域の防災力向上を目的として、共助の必要性や地区防災計画制度について学ぶセミナーを開催



地域防災

# 消防団の活動

創設100年以上の伝統ある芦屋市消防団。「守る命、輝く活動」をスローガンに、地域における消防・防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず、住民の安心・安全を守る重要な役割を担っています。

## Q 消防団の主な活動は？

「消火活動」はもちろん、台風の接近時には川の氾濫や、がけ崩れなどに備えた「災害警戒活動」、災害時の「救助活動」、年末警戒パトロールなどの「火災予防活動」、災害に備えるための「訓練や消防装備品の点検」などです。

最近では、幼稚園や保育所などへの出前講座にも積極的に取り組み、幼児向けの防火・救急に関する普及啓発活動も行っています。



自主防災訓練での放水体験と、放水訓練の様子



消防活動の基礎となる厳正な規律や、日々の訓練の成果を披露する場である市長査閲の様子



団員数は男性101人、女性15人の総勢116人  
(令和3年4月現在)

## Q 特徴的な取り組みとその成果は？

芦屋市消防団は男女ともに消防操法訓練にも力を入れています。令和元年には芦屋市女性消防団バーディーズが、全国女性消防操法大会に出場し、優秀賞を受賞しました。

なお、消防操法は火災現場活動の基本的要素が凝縮されており、現場活動の技術面および団員の士気向上を図るものです。

さらに普通救命講習を一般市民に指導する「応急手当普及員」の資格取得に積極的に取り組み、消防本部で毎月開催されている普通救命講習会で、指導員として活躍しています。市民への救命救急の普及啓発活動はもちろん、死亡率低下を図るため、令和3年4月現在、男女あわせて54人が資格を取得済みです。



消防操法大会



応急手当普及員

### ★★芦屋市消防団員募集★★

芦屋市消防団では市内在住または在勤の健康で明るい18歳から49歳までの男性・女性を随時募集しております。ご興味のある方は、お気軽に消防本部総務課までお問い合わせください。

連絡先

消防本部 総務課 消防団係

0797-38-2095 (直通)

地震・津波

風水害

土砂災害

防災情報

備え

避難

地域防災

防災対策



# 要配慮者支援

地域防災

高齢者や障がいのある人など、自力での避難が困難な人たちの被害をできる限り少なくしていくため、地域で協力し合いながら支援をしていきましょう。何よりも大切なことは日ごろから「顔の見える関係」をつくることです。

## 要配慮者支援の取り組み

東日本大震災において、全体の死者数のうち高齢者が約6割であったこと、障がいのある人の死亡率が被災住民全体の死亡率の約2倍であったことが明らかになりました。

また、このような大規模な災害が発生した直後は、行政の災害対応力にも限界があり、要配慮者を「地域で支える」ことが重要とされ、平成25年6月の災害対策基本法の改正において、実効性のある避難支援がなされるよう、要配慮者を把握し、名簿を作成することが市町村に義務付けられました。

芦屋市では、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人などを地域で見守るため、緊急・災害時要援護者台帳へ登録のある要配慮者の情報を基に、要配慮者(避難行動要支援者)名簿を作成し、支援にご協力いただける方(自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、福祉推進委員)に提供しています。

### 用語の解説

#### 緊急・災害時要援護者台帳とは？

65歳以上の高齢者と障がいのある人を対象に、民生委員・児童委員等が訪問や声かけなどによる見守りを行うための登録制の台帳



#### 避難行動要支援者とは？

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難であるため、特に支援を要する方



#### 要配慮者とは？

災害から身を守ることが困難な人で芦屋市では次のような方を対象としています。 ※病院・施設入所者は除く

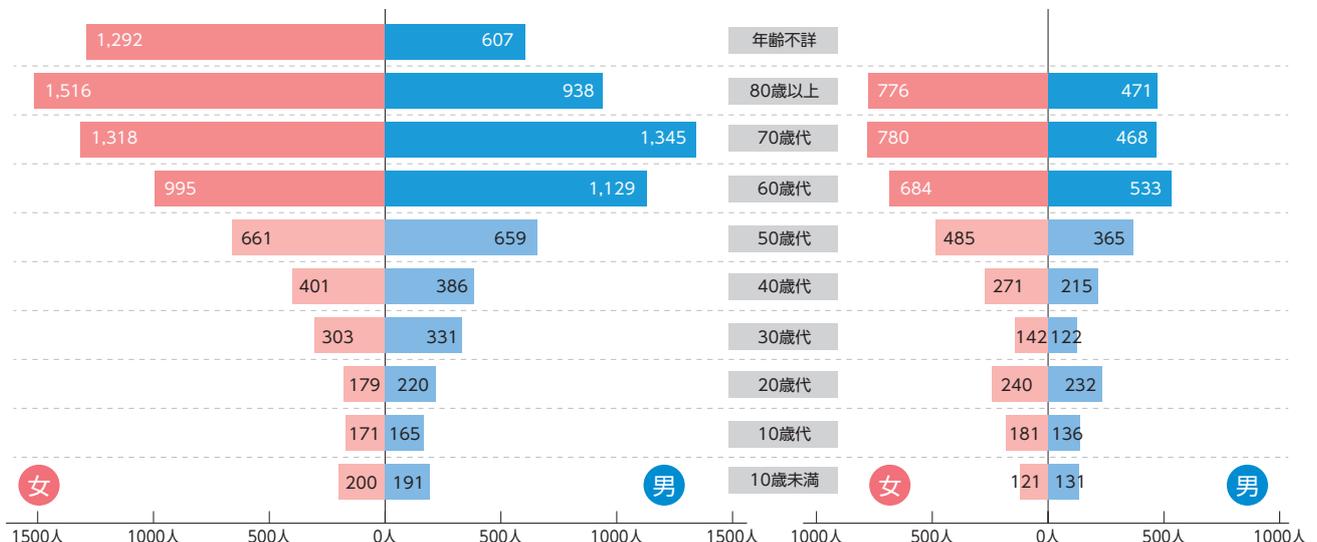
- 65歳以上のひとり暮らし世帯・高齢者のみの世帯
- 在宅で寝たきり、認知症の方(おおむね要介護3以上)
- 身体障害者手帳をお持ちの方(身体障害者手帳1・2級)
- 療育手帳をお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 難病の方
- その他、災害時に自力で避難することが困難な方

## ふたつの大震災からみる犠牲者の特性

### 60歳以上の犠牲者が約6～7割を占める

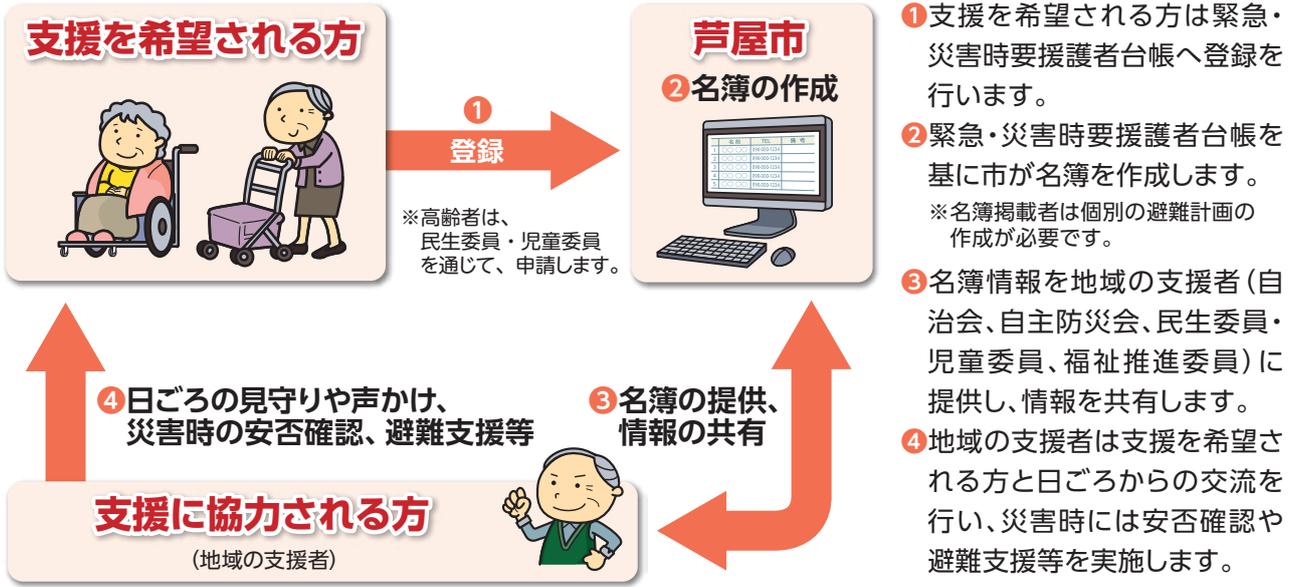
東日本大震災(岩手県・宮城県・福島県)

阪神・淡路大震災(兵庫県)



[注] 東日本大震災：警察庁資料から内閣府作成。平成23年4月11日現在、検視等を終えている者を掲載(性別不詳128人は図から省略)。  
阪神・淡路大震災：兵庫県資料(性別不詳9人は図から省略)。  
[資料] 平成23年版防災白書(同掲載データをもとに作図)

## 支援取り組みのしくみ



## 地域支援者の活動例

### 平常時の活動



日ごろからの声かけや見守り



支援・協力体制を決めておく

### 災害時の避難支援



電話等による安否確認



安全な場所へ誘導

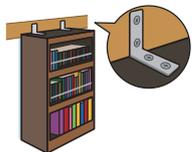
## 支援を希望される際のポイント

災害時には地域の支援者も被災している可能性があります。そのため、避難支援を必ず受けることができるわけではありません。日ごろから地域とのつながりを持ち、「顔の見える関係」を築き、災害時に適切な避難行動がとれるように自分でできることから備えましょう。

### 最低限備えておくこと



地域訓練への参加



家具転倒防止をする



備蓄品や非常持出品の準備



自分に合った情報入手方法を確認

## 災害時に手助けが必要な方は…

**「緊急・災害時要援護者台帳」へご登録ください!**

福祉部 高齢介護課

☎ 0797-38-2044

高齢者や要介護認定を受けている方の名簿登録に関すること

福祉部 障がい福祉課

☎ 0797-38-2043

障がい者手帳をお持ちの方の名簿登録に関すること

福祉部 地域福祉課

☎ 0797-38-2113

民生委員・児童委員に関すること